

公募要項（令和7年1月1日付採用）

1. 職種

企画部研究員（厚生労働技官・研究職）1人

2. 業務内容

- (1) 当研究所が毎年公表する「社会保障費用統計」（基幹統計）について、我が国の社会保障制度全般についての基礎的な理解の上に、各制度の収支決算データを収集・整備し、国際基準に合致した集計を行うとともに、同統計の中長期的な課題についての調査研究を行うこと。
- (2) 当研究所が実施する、社会保障施策（例：医療政策、居住保証）に関する財政的な観点を含む研究を行い、研究課題の達成により、政策の事前評価・事後評価に係る論点の整理、政策的含意の提供を含む研究成果の国内外への発信を行うこと。
- (3) 当研究所及び研究所職員が開催するシンポジウム・セミナー（厚生政策セミナー等）・研究会等の企画・立案及び参加、機関誌の編集並びに論文執筆、厚生労働省への資料提供、国際機関との連携事業等の関連各種業務に従事すること。

3. 応募資格

以下の（1）～（3）を全て満たすこと。

- (1) 大学院博士課程を修了し、学位(博士)取得者又はこれと同等と認められる者。
- (2) 社会保障施策に関する研究の業績を有すること。医療政策又は居住保証に関する研究業績を有することが望ましい。また、我が国の特定の社会保障制度だけではなく、医療、介護、年金、子育て支援、生活保護等広範な社会保障制度の内容と実際（制度改正の意図やサービスの現状などを含む。）について一定以上の知識を有するとともに、諸外国の社会保障制度についても、知識や関心を有することが望ましい。
なお、主な専攻分野としては経済学・社会学を始めとする社会科学分野を想定するが、応募資格として専攻分野を制限しない。
- (3) 国家公務員としての責務を自覚して、業務に従事できること。省庁、研究者、報道関係、一般国民等からの照会に対し、専門事項や研究成果をわかりやすく説明するためのコミュニケーション能力を有すること。日本語の報告書や論文を執筆・発表できる能力を有すること。国際機関や外国政府等関係者、海外の研究者と英語その他の外国語による連絡調整、専門的討論を行う語学能力を有することが望ましい。

※次のいずれかに該当する者は応募できない。

- ①国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ②平成11年改正前の民法（明治29年法律第88号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

③採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和6年度における定年年齢は61歳）

4. 応募書類

(1) 履歴書（A4版横書き）

顔写真（6ヶ月以内に撮影）を添付し、氏名、性別、生年月日、現住所、連絡先（電話番号及びメールアドレス）、学歴（高等学校卒業以降）、職歴（最終学歴から現在まで）、学位、所属学会を遺漏なく記入のこと。

※職歴について、常勤・非常勤等の勤務形態を記載のこと。また、採用決定後に在職証明書の提出を求めることがあることに留意すること。

(2) 卒業証明書（大学以降）

(3) 成績証明書（大学以降）

(4) 学位記のコピー（大学以降）

※学歴を証明する書類について、正規の修学期間の記載がない場合、別紙にて補足のこと。

(5) 業績内容

・著書、論文、学会報告等について以下のもの。

※関連する勤務実績（報告書執筆等）がある場合は、その内容について記載して差し支えない。

①リスト

②主要なもの5本以内の要旨（各1,000字以内）

③②の全文のコピー1部（A4版）

(6) 志望理由書（2,000字以上）

※上記「2業務内容」の内容と、これまでの研究・勤務実績等とを関連させながら具体的に記述すること。

※ 送付封筒の表側に朱書きで「企画部研究員応募書類」と必ず記入し、書留にて郵送すること。

5. 応募期限

・令和6年11月13日（水）（必着）

6. 選考方法

書類選考を行った後、60分程度の研究報告及び面接試験を行い、決定する。結果はその都度連絡する。

(1) 書類選考 令和6年11月中旬（予定）

(2) 面接試験 令和6年12月上旬（予定）

7. 採用予定日及び任期

・令和7年1月1日（予定）（事情により応相談）

※着任は令和7年1月6日（月）となる。

※原則として、採用後6か月は条件付採用期間となる。

8. 採用後の勤務予定地

・東京都千代田区内幸町2-2-3日比谷国際ビル6階国立社会保障・人口問題研究所

9. 勤務条件等

- (1) 給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき、学歴経歴等を勘案して決定する。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は、38時間45分となる。勤務時間は9時00分から17時45分までを基本とするが、フレックス制度及びテレワーク制度が導入されている。
- (3) 日曜日及び土曜日は、週休日となる。加えて、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間は休日となる。
- (4) 休暇は、年次休暇（年20日。採用の年は、採用された月により20日より少ない日数となる。）、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・忌引等）、介護休暇及び介護時間となる。

10. 書類送付及び問い合わせ先

- ・〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所総務課庶務係
- ・電話03-3595-2984（ダイヤルイン）
- ・メールアドレス watanabe-masaharu@ipss.go.jp

※業務内容、勤務条件、応募条件等に質問のある方は、遠慮なくご質問ください。

